

富津市立小中学校
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年8月20日

富津市教育委員会

| | | |
|---|--|------|
| 1 | 感染者が発生した場合の基本的な対応 | |
| | (1) 児童生徒・教職員が感染した場合 | … 1 |
| | (2) 同居人が感染した場合の児童生徒・教職員の対応 | … 1 |
| 2 | 濃厚接触者となった場合の基本的な対応 | |
| | (1) 児童生徒・教職員が濃厚接触者となった場合 | … 1 |
| | (2) 同居人が濃厚接触者となった場合 | … 1 |
| 3 | 発熱や風邪症状が見られる場合 | |
| | (1) 児童生徒・教職員の場合 | … 2 |
| | (2) 同居人の場合 | … 2 |
| 4 | 出席停止等の扱い | … 2 |
| 5 | 校内体制の整備 | … 4 |
| 6 | 連絡体制の整備 | |
| | (1) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の連絡体制 | … 5 |
| | (2) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の各機関の 具体的な対応 | … 5 |
| | (3) 児童生徒及び教職員に濃厚接触者が発生した場合の具体 的な対応（同居家族が感染した場合など） | … 6 |
| 7 | 臨時休業中の児童生徒の学習保障等について | … 7 |
| | 学校における新型コロナウイルス感染症感染者等発生 時の対応 | … 9 |
| | 新型コロナウイルス感染症 第一報メモ【別紙 1】 | … 10 |

1. 感染者が発生した場合の基本的な対応

(1) 児童生徒・教職員の感染が判明した場合

- ・ 本人が治癒するまで、出席停止または出勤停止とする。
→濃厚接触者は、君津保健所（以下保健所）によって特定され、自宅待機指示が出される。
- ・ 治癒後、出席・出勤が可能となる。（基本 2 週間程度）
- ・ 学校は 3 日から 2 週間の間、臨時休業とする。
→濃厚接触者の特定、学校の消毒等要件が満たされた後、保健所と相談の上、学校の再開の時期を判断する。

(2) 同居人が感染した場合の児童生徒・教職員の対応

- ・ 本人は、保健所が求めた期間、出席停止または出勤停止となる。
→保健所と相談の上、出席停止・出勤停止を解除する。
- ・ 学校は、原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。

2. 濃厚接触者となった場合の基本的な対応

(1) 児童生徒・教職員が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 本人は、保健所が求めた期間、出席停止または出勤停止となる。
→保健所の指示で、出席停止・出勤停止を解除する。
- ・ 学校は、原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。また、陽性判定が出た場合は、1 – (1) と同様の扱いをする。

(2) 同居人が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 保護者から欠席の相談があった場合は「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。
- ・ 学校は、原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する。また、陽性判定が出た場合は、1 – (1) と同様の扱いをする。

3. 発熱や風邪症状が見られる場合

(1) 児童生徒・教職員の場合

・出席停止または特別休暇とする。

(2) 同居人の場合

・保護者から欠席の相談があった場合は「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。また、地域の感染状況によっては、「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」としてもよい。

4. 出席停止等の扱い

| | 状 況 | 児童生徒 | 教職員 | 学 校 |
|-----|----------------------|--|--|---|
| (1) | 感染が判明した場合 | 治癒するまで「学校保健安全法 19 条に基づく出席停止」(以下出席停止とする)とする | 療養休暇 (臨時的任用職員・会計年度任用職員は特別休暇で取り扱うことができる) | 3 日から 2 週間の間、臨時休業とする。(保健所の指示) |
| (2) | 同居する家族が感染した場合 | 保健所が自宅待機などを求めた期間出席停止とする | 職務に専念する義務の免除 | 原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する |
| (3) | 濃厚接触者に特定された場合 | 保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から 2 週間が基本)出席停止とする | 職務に専念する義務の免除 | 原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する |
| (4) | 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合 | 保護者から欠席の相談があった場合は「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする | 本人に症状有：特別休暇 | 原則として、臨時休業は行わない。ただし、保健所の助言等を参考に、実施を検討する |

| | 状 況 | 児童生徒 | 教職員 | 学 校 |
|-----|--|---|--|-----|
| (5) | 発熱や風邪症状が見られる場合 | 出席停止とする | 特別休暇 | 通常 |
| (6) | 同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合 | その期間は出席停止とすることが可能 (児童生徒の生活圏の感染状況で判断) | 特別休暇)勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る) | 通常 |
| (7) | 海外から帰国し、2週間の自宅等で待機を要請された場合 | その期間は出席停止とする。(その後、健康状態に問題がなければ登校可) | 検疫法第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む)の対象となった場合：特別休暇 | 通常 |
| (8) | 症状等はないが保護者から休ませたいと相談があった場合 | 「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする (特欠) | | 通常 |
| (9) | 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合 | 「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする (特欠) | 教職員本人に症状有：特別休暇 | 通常 |

5. 校内体制の整備

各学校においては、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、学校全体で感染対策に取り組む体制を整備することとする。

設置にあたっては、学校の規模や職員構成に応じた対策本部となるよう努める。

【対策本部の役割】

平時：感染対策の検討・実施、児童生徒及び職員の健康状況確認 等
感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信 等

<対策本部の設置例>

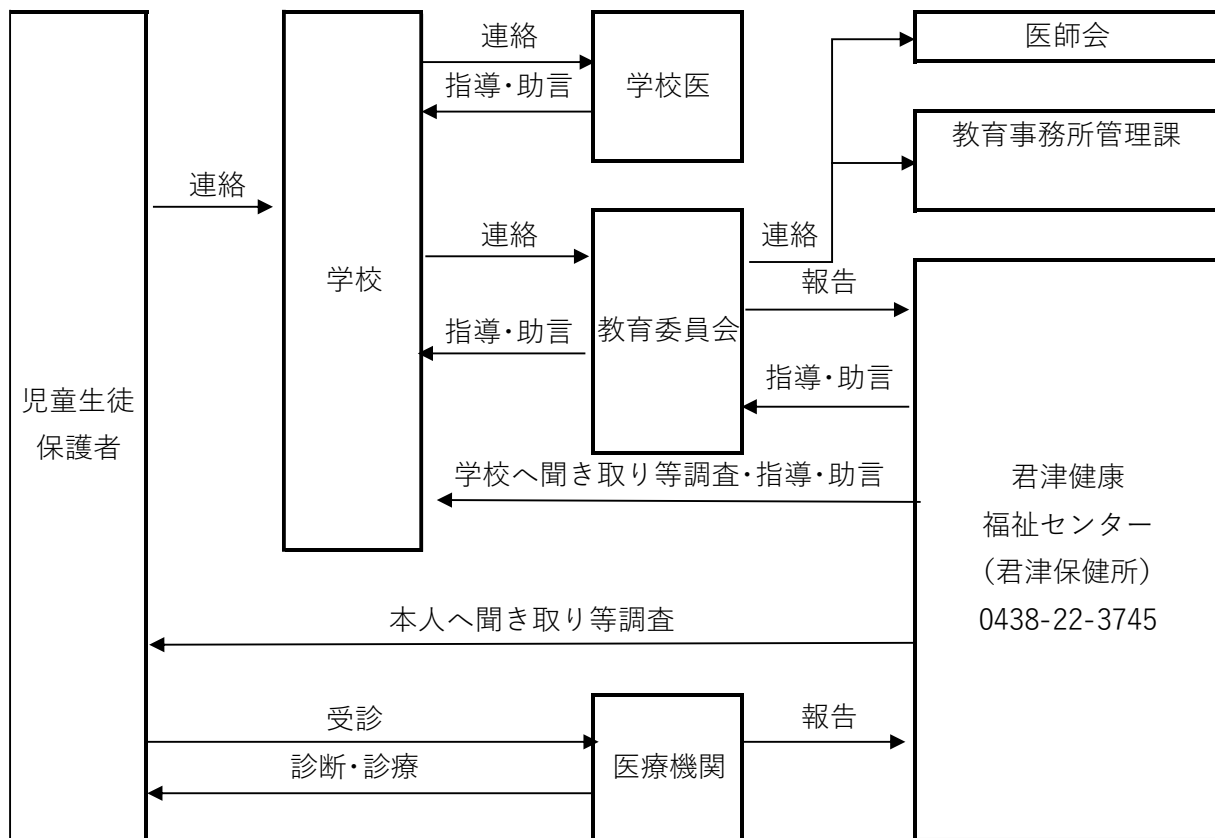
〔例1〕 既存の委員会を利用して、設置する。
・企画委員会＝対策本部

〔例2〕 基本メンバーを決め、扱う内容によりメンバーを増減する。
(例) 感染者発生時

| | |
|---------------|-----------|
| 【対策本部】 | |
| 校長、教頭、教務主任 | + 学級担任 など |
| 学年主任、養護教諭 など | |

6. 連絡体制の整備

(1) 児童生徒及び職員に感染者が発生した場合の連絡体制



(2) 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の各機関の具体的な対応

- ①校長は、児童生徒または教職員に感染者（以下感染者）が出た場合、速やかに教育委員会学校教育課に報告する。教育委員会は感染症対策部会（教育長、部長、3課長、学校教育課主幹、教育センター所長、保健担当指導主事）を組織し、学校教育課長は保健所へ報告する。市対策本部会議との窓口は、部長が行う。
※保護者・教職員から連絡があった場合は、別紙1に沿って聞き取りを行う。

- ②校長は、感染者について、治癒し、医師の指示が出るまでの間、出席停止及び出勤停止とする。

- ③保健所は、感染者の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。保健所が学校において感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等の調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力する。
- ④教育委員会は、学校保健安全法第 20 条に基づき、原則として、当該校について感染が確認された日の翌日から土日祝日を含め 3 日間を目安に臨時休業を行う。ただし、臨時休業の期間・規模については、保健所と相談の上、別途判断する場合がある。
- ⑤保健担当指導主事は、必要に応じて当該校を消毒する業者を手配し、速やかに消毒をする。または、学校は保健所の指示に従い、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム消毒液、または在庫が充分あるときは消毒用エタノールも可）を使用し、感染者が使用した教室等の消毒を行う。（学校教育課長及び保健担当指導主事立ち会い）
- ⑥学校は、市教育委員会と情報共有し、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。
教育委員会（学校教育課主幹）は、個人情報に十分配慮した上で、ホームページに感染症に対しての情報（感染経路、学校での対策、消毒について、濃厚接触者や PCR 検査対象者など）を周知する。

(3) 児童生徒及び教職員に濃厚接触者が発生した場合の各機関の具体的な対応（同居家族が感染した場合など）

- ①校長は、児童生徒または教職員に濃厚接触者（以下接触者）が出た場合、速やかに教育委員会学校教育課に報告する。教育委員会は感染症対策部会を組織し、保健所へ報告する。
※保護者・教職員から連絡があった場合は、別紙 1 に沿って聞き取りを行う。
- ②校長は、接触者について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとる。出席停止の期間は、感染者と最後に接触した日の翌日から 2 週間とする。ただし、この期間は保健所と相談の上、別途判断する場合がある。また、教育委員会は、原則として学校の臨時休業は実施しないが、保健所の助言や、接触者の検査結果によって、実施を検討する場合がある。

- ③保健所は、感染者の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。保健所が学校において感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等の調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力する。
- ④保健担当指導主事立ち会いの下、学校は保健所の指示に従い、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム消毒液、または在庫が充分あるときは消毒用エタノールも可）を使用し、校内の消毒を行う。
- ⑤学校は、教育委員会と情報共有し、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。
教育委員会は、個人情報に十分配慮した上で、ホームページに感染症に対しての情報（感染経路、学校での対策、消毒について、濃厚接触者やPCR検査対象者など）を周知する。

7. 臨時休業中の児童生徒の学習保障等について

(1) 分散登校や家庭学習について、臨時休業の期間等に合わせた以下の対応を実施する。

- ① 1・2名の児童生徒・教職員が感染した場合【数日間の休業】
 - ・基本的には、日常の家庭学習と同じように課題を設定する。予習としての内容を含めることも検討する。

② 多人数の児童生徒・教職員が感染した場合

※感染者の人数等、状況を見て判断する。

【1週間以上の休業】（中学3年生・小学6年生について）

- ・富津市の感染状況にもよるが、分散登校を実施することで授業時数を確保する。
- ・校舎内の消毒等を終えた後、分散登校を実施する。

【1週間以上の休業】（中学3年生・小学6年生以外について）

- ・富津市の感染状況にもよるが、数日に1日登校し、その際に課題についての取り組み方を具体的に指導する。
- ・課題についての質問等を電話で受け付ける時間を設定する。
- ・家庭学習において、プリント等による学習を中心としながら、各学校の児童生徒の状況等にあわせて、eライブラリや文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」等に掲載されている教材や動画等も活

用する。

③数名の児童生徒が出席停止となった場合【児童生徒が濃厚接触者となった際の2週間程度の出席停止】

※児童生徒が感染し、無症状の場合を含む

- ・授業の内容（板書・ノート・プリント等）とそれに伴う課題を、家庭訪問またはポスティングにより届ける。
- ・課題についての質問等を電話で受け付ける時間を設定する。

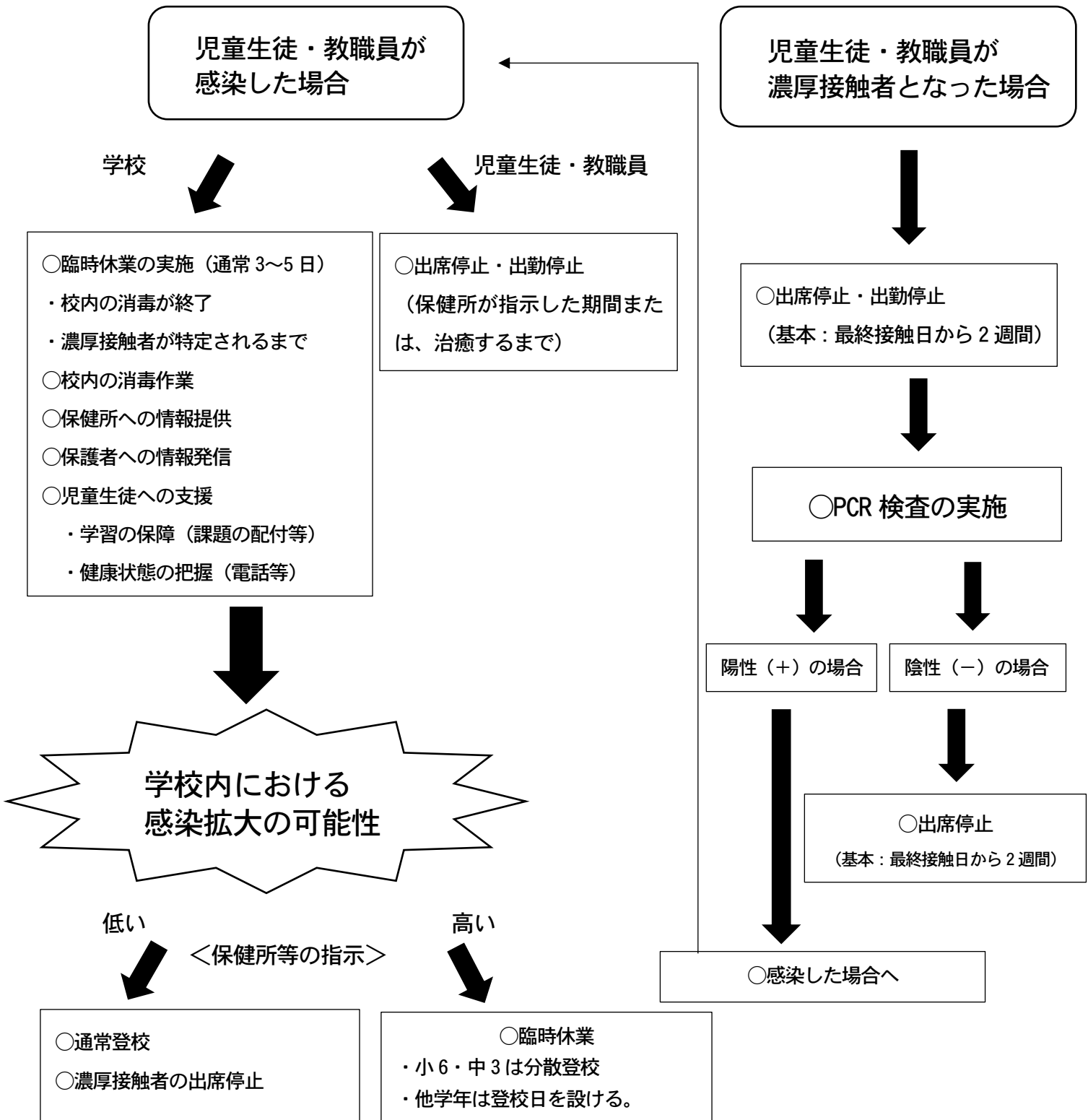
(2) 感染が不安で、登校を見合わせている児童生徒への対応について

- ・授業の内容（板書・ノート・プリント等）とそれに伴う課題を、家庭訪問またはポスティング等により届ける。
- ・課題についての質問等を電話で受け付ける時間を設定する。
- ・児童生徒の健康状態や悩み等を把握するとともに、生活の乱れの無いよう、起床や就寝（睡眠時間）や食事についての把握にも努める。（ネグレクト等の把握にも努める。）少なくとも3日に1回程度の声かけを実施する。

※極めて長期間の休業を想定して、現在双方向によるオンライン授業を実施するためのオンライン会議システム「Zoom」が実施できるよう、マニュアルを作成しています。

学校における新型コロナウイルス感染症感染者等発生時の対応

富津教育委員会



※地域の感染状況によっては、変更等が生じる場合があります。

※プライバシーに配慮したマスコミ対応が必要となる場合があります。

